

岩手県環境審議会 第1回環境基本計画中間見直し特別部会

日時：令和7年5月29日(木) 15時～

場所：岩手県水産会館5階 大会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 議事
 - (1) 部会長の互選について
 - (2) 部会長職務代理者の指名について
 - (3) 岩手県環境基本計画の中間年見直しについて
 - (4) その他
- 4 閉会

【資料】

次第

出席者名簿

会場配席図

資料1 岩手県環境基本計画の中間年見直しについて

(参考資料1) 諮問書(岩手県環境基本計画の基本的方向について)

(参考資料2) 岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について

(参考資料3) 環境基本計画見直し特別部会設置要綱

(参考資料4) 岩手県環境審議会条例

(参考資料5) 岩手県環境審議会運営規程

(参考資料6) 岩手県環境基本計画(令和3年3月)

(参考資料7) 計画の進捗状況(R5末時点)

第 1 回岩手県環境審議会 環境基本計画見直し特別部会 出席者名簿

日時：令和 7 年 5 月 29 日（木）15：00～

場所：岩手県水産会館 5 階 大会議室

（五十音順）

委員氏名	所属・職	摘 要
伊藤 歩	岩手大学理工学部・教授【環境審議会：水質部会長】	（リモート）
岩井 光信	【環境審議会：委員（公募）】	
小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会【環境審議会：委員】	（リモート）
佐藤 美加子	奥州地方森林組合・総務課長【環境審議会：委員】	
渋谷 晃太郎	岩手県立大学・名誉教授【環境審議会：会長・温泉部会長】	
丹野 高三	岩手医科大学・特任教授【環境審議会：大気部会長】	
辻 盛生	県立大学総合政策学部・教授【環境審議会：自然・鳥獣部会長】	

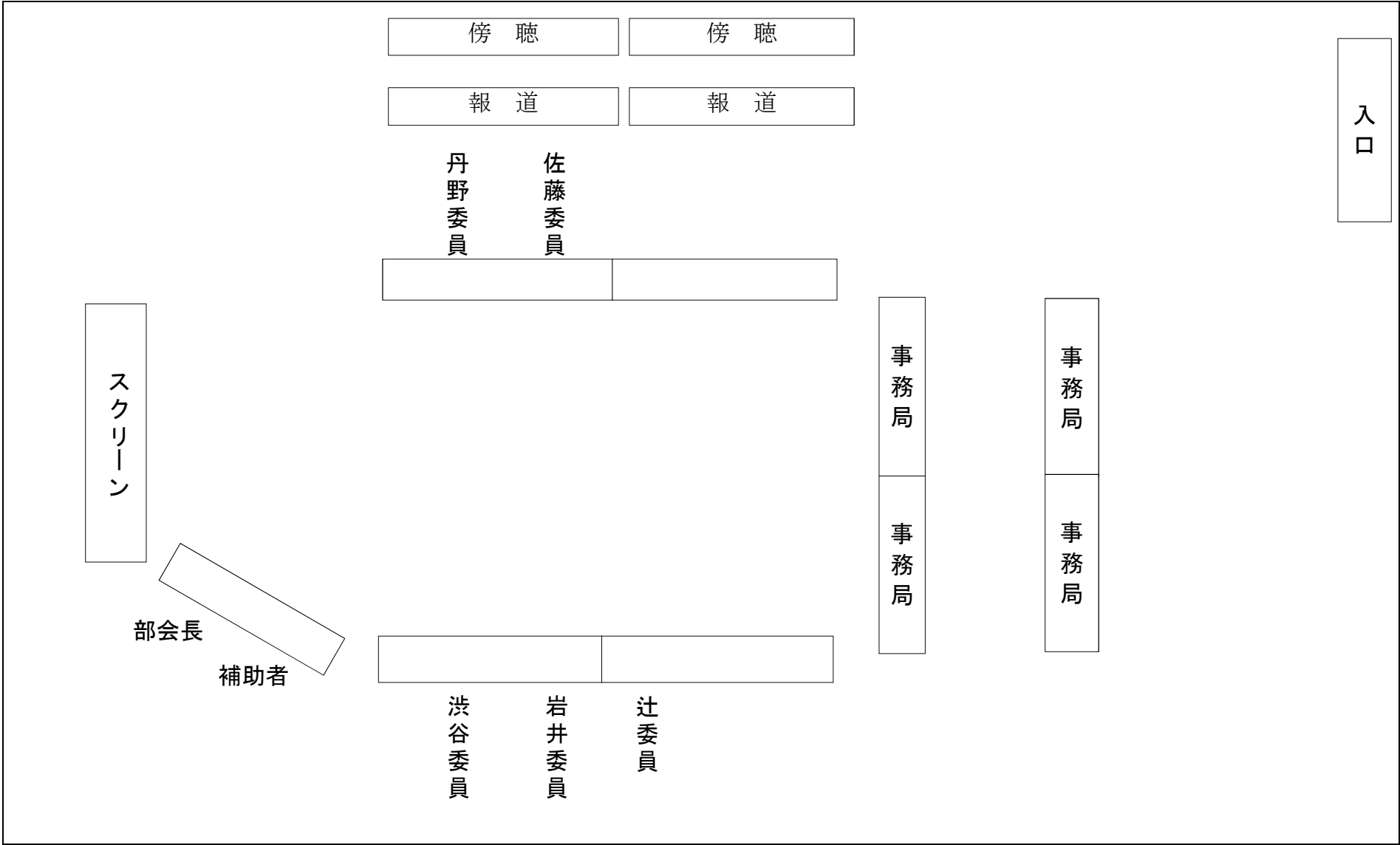
【事務局】

所属	職	氏 名
環境生活部 環境生活企画室	企画課長	吉田 知教
	主任主査	鎌田 憲光
	主任主査	吉田 幸司
	主任	吉田 拓司
環境保全課	主任主査	昆野 智恵子
資源循環推進課	主任主査	川又 康明
自然保護課	主任主査	松本 多佳子
	主査	三上 茜

第1回岩手県環境審議会中間見直し特別部会 座席表

日時 令和7年5月29日(木) 15時00分～

場所 岩手県水産会館 5階大会議室



岩手県環境基本計画の 中間年見直しについて 【方向性(案)・スケジュール】

令和7年5月29日(木)

岩手県環境審議会 第1回環境基本計画見直し特別部会

- 1 見直しの必要性
- 2 見直しの方向性(案)
 - (1) 現行計画の概要
 - (2) 見直しに係る主な論点
 - (3) まとめ
- 3 今後のスケジュール(予定)

Ⅰ 見直しの必要性

岩手県環境基本計画(令和3(2021)年3月策定)

(第4章4 社会情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応)

- ・ 本計画の策定後5年程度が経過した時点を目途に、**それまでの計画の進捗状況の点検結果等**を踏まえ、計画内容の**見直しの必要性**を検討する。
- ・ 計画に定められた目標や、それを実現するための施策の方向については、環境施策が目指す将来像の実現に向けて、社会経済情勢の変化に柔軟かつ適切に対応できるよう、必要に応じて弾力的に検討していく。

- 
- ◆ 令和7(2025)年度は、策定時から5年を迎える年度
 - ◆ 国の環境基本計画改定(令和6年5月閣議決定)等
- 

計画の見直しを行うことが必要

2 見直しの方向性（案）【（Ⅰ）現行計画の概要】

項 目	当初計画
（Ⅰ） 計画期間	令和3年度から令和12年度までの10年間
（Ⅱ） 目標	多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
（Ⅲ） 計画の構成	はじめに 第1章 総論 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 ・ 地域資源の活用による環境と経済の好循環 ・ 自然と共生した持続可能な県土づくり ・ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らし 第3章 環境分野別施策 ・ 気候変動対策 ・ 循環型地域社会の形成 ・ 生物多様性の保全・自然との共生 ・ 環境リスクの管理 ・ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 第4章 計画の推進・進行管理
（Ⅳ） 主要な指標	総合的指標：15指標 施策推進指標：28指標 計43指標

2 見直しの方向性（案）【（2）主な論点】

はじめに

1 策定根拠

「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条

2 位置付け

- ①「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に向けた環境分野の基本的方向を定める計画
- ②「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略
- ③「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画

3 計画の期間

令和3（2021）年度～令和12（2030）年度

▶ 中間年のため、見直しなし。

2 見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第1章 総論 | 現状と課題

(1) 環境・経済・社会の複合的課題

- ・ 自然災害の激甚化・頻発化、野生鳥獣の被害拡大
- ・ 将来的な資源・エネルギー不足がもたらす経済リスク

(2) 気候変動

- ・ 国は温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとすることを宣言

(3) 資源循環

- ・ 大量生産・大量消費型 ⇒ 循環型の経済への移行が必要

(4) 生物多様性と自然環境

- ・ 豊かな自然 ⇔ 野生鳥獣の被害拡大
- ・ 外来生物の侵入、地球温暖化などによる生物多様性の危機も顕在化

(5) 環境リスク

- ・ 大気・水環境の環境基準を概ね達成 ⇔ 光化学オキシダント、湖沼・海域の富栄養化等への対応は、重要な課題

(6) 環境教育

- ・ 県民一人ひとりが環境学習を通じて持続可能な社会づくりの担い手となり、本県の環境を将来世代の財産として守り育てることが必要

▶ 社会情勢等の変化等を踏まえ、必要に応じて追加・修正

2 中間見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第1章 総論 2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

- (1) 環境・経済・社会の一体的な向上
環境分野を超えた他の分野と連携した分野横断的な施策体系を設定
- (2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成
SDGsの考え方を活用し、環境施策を通じて、県民の幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手から実現
- (3) 「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指した取組の推進
気候変動対策は持続可能な開発の達成を左右する重要な要素。将来の気候変動リスクを回避・軽減するため、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを目指し、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現に寄与

▶ 現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更

2 見直しの方向性（案）【（2）主な論点】

第1章 総論 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

（1）目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

（2）施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 第2章
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
- 環境分野別施策 第3章
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

▶ 中間年の見直しのため、変更なし。

【参考】 第六次環境基本計画（R6.5閣議決定）の概要

- ・ 目的の最上位に「現在及び将来の国民一人一人の生活の質・幸福度・ウェルビーイング、経済厚生向上」を位置づけ。
- ・ 「ウェルビーイング／高い生活の質」をもたらす「新たな成長」の実現に向け、6つの視点提示

環境危機（「地球沸騰化」等）、様々な経済・社会的課題への対処の必要性

目的

「環境保全」を通じた、「現在及び将来の国民一人一人の生活の質、幸福度、ウェルビーイング、経済厚生向上」、「人類の福祉への貢献」

ビジョン

「循環共生型社会」（環境収容力を守り環境の質を上げることによって成長・発展できる文明）

【循環】（≒科学）

- 炭素等の元素レベルを含む自然界の健全な物質循環の確保
- 地下資源依存から「地上資源基調」へ
- 環境負荷の総量を削減し、更に良好な環境を創出

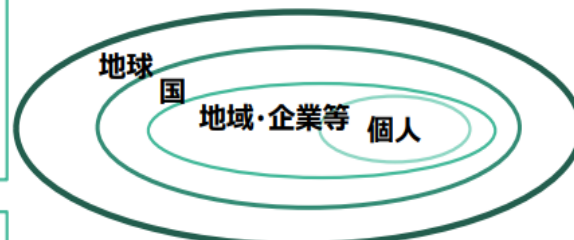
【共生】（≒哲学）

- 我が国の伝統的自然観に基づき、人類が生態系の健全な一員に
- 人と地球の健康の一体化（プラネタリー・ヘルス）
- 一人一人の意識・取組と、地域・企業等の取組、国全体の経済社会の在り方、地球全体の未来が、同心円

【環境基本法第1条】

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

【同心円のイメージ】



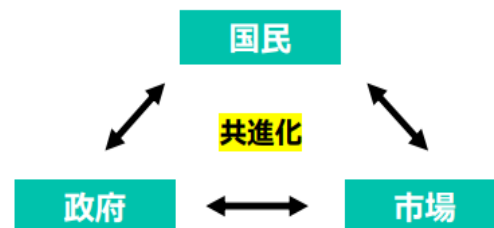
※地域・企業等には、地方公共団体、地域コミュニティ、企業、NPO・NGO等の団体を含む。

方針

将来にわたって「ウェルビーイング／高い生活の質」（市場的価値＋非市場的価値）をもたらす「新たな成長」：「変え方を変える」6つの視点（①ストック、②長期的視点、③本質的ニーズ、④無形資産・心の豊かさ、⑤コミュニティ・包摂性、⑥自立・分散の重視）の提示

- ストックである自然資本（環境）を維持・回復・充実させることが「新たな成長」の基盤
- 無形資産である「環境価値」の活用による経済全体の高付加価値化等

【政府・市場・国民の共進化】



政策展開

- 科学に基づく取組のスピードとスケールの確保（「勝負の2030年」へも対応）
- ネット・ゼロ、循環経済、ネイチャーポジティブ等の施策の統合・シナジー
- 政府、市場、国民（市民社会・地域コミュニティ）の共進化
- 「地域循環共生圏」の構築による「新たな成長」の実践・実装

※こうした基本的な方向性を踏まえ、6分野（経済システム、国土、地域、暮らし、科学技術・イノベーション、国際）にわたる重点戦略、個別環境政策の重点、環境保全施策の体系等を記述。

【参考】 第六次環境基本計画（R6.5閣議決定）の概要

- 「ウェルビーイング／高い生活の質」＝ 市場的価値 ＋ **非市場的価値**

無形資産である環境価値等の非市場的価値を取り込む ⇒ 高付加価値化

市場的価値と非市場的価値との関係



<第6次環境基本計画案>

「この『ウェルビーイング／高い生活の質』は、市場的価値と非市場的価値によって構成され、相乗的効果も図りながら双方を引き上げていく。（外部性である非市場的価値を市場的価値に内部化していくことも含まれる。）」

「無形資産である環境価値を付加価値に転じることで、経済全体の高付加価値化の契機としていく。」



- 絶対的なデカップリングの実現、人口減少等に対応するためには、量的な拡大ではなく、**「質的」な成長**が不可欠。これまでにない新たな付加価値を生み出すことが必要。
- 現在及び将来の国民の本質的なニーズを踏まえ、**ウェルビーイング／高い生活の質（経済厚生全体）を上位概念とすることで、市場的価値のみならず、非市場的価値に注目**することになる。
- 環境価値や景観的価値等の非市場的価値を、これまでにない新たな付加価値として市場的価値に取り込む（＝外部経済の内部化）ことで、財・サービスのマークアップ率・単価の向上につながり、高賃金との好循環を実現することが期待できる。
 - ✓ 今までにない価値を取り込むことで、イノベーションを実現。
 - ✓ 消費者の意識変革等につながる施策も合わせて実施することも重要（CP、教育・訓練・マーケティング等の経済的競争能力投資など）
- ただし、市場化できない非市場的価値は引き続き存在し、それはそれとして大切に扱う必要。
 - ✓ 人類の存続の基盤である環境価値についても、市場的価値として評価できるものは一部に過ぎない。

2 中間見直しの方方向性(案)【(2)主な論点】

第1章 総論 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

(1) 目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

(2) 施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 第2章
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
- 環境分野別施策 第3章
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

2 中間見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・「炭素生産性(温室効果ガス1トン当たりの県内総生産)」の向上
(現状(2017) 327千円/トン)

《施策の柱》

- (1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築
- (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興
- (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり
- (4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更

2 中間見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・「快適に暮らせる生活環境に関する満足度」の上昇(現状 23.5%)
- ・「災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度」の上昇(現状 24.4%)

《施策の柱》

- (1) 快適で魅力あふれるまちづくりの推進
- (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用
- (3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更

2 中間見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・「自然に恵まれていると感じている人の割合」の上昇(現状 78.9%)
- ・「住まいに快適さを感じている人の割合」の上昇(現状 47.6%)

《施策の柱》

- (1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進
- (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更

2 見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第1章 総論 3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

(1) 目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて

(2) 施策体系

- 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 第2章
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定

- 環境分野別施策 第3章
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

【参考】 第六次環境基本計画（R6.5閣議決定）の概要

計画の効果的実施

6つの重点戦略
(経済システム、国土、地域、暮らし)

(岩手県環境基本計画)

- 環境分野別施策
 - ・ 気候変動対策
 - ・ 循環型地域社会の形成
 - ・ 生物多様性の保全・自然との共生
 - ・ 環境リスクの管理
 - ・ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

個別分野の重点的施策

○気候変動対策

3年ごとの地球温暖化対策計画の見直しの検討

○循環型社会の形成

令和6年夏までに、第五次循環型社会形成推進基本計画を策定し、循環経済への移行を加速化

○生物多様性の確保・自然共生

生物多様性国家戦略2023-2030に掲げられた五つの基本戦略にのっとり、各種施策を進展。
2030年までに、生物多様性の損失を止め、反転させる『ネイチャーポジティブ』を実現

○水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理

人の命と環境の保護、良好な環境の創出、科学的知見の充実、人材の育成及び技術の開発・継承
国際協力の推進、化学物質管理、環境保健対策（水俣病対策の推進等）

○基盤となる施策

環境影響評価、環境研究・技術開発、環境教育、ESD、協働取組、環境情報 等

○東日本大震災からの復興・創生及び今後の大規模災害発災時の対応

環境保全施策の体系 【第3部】

- 他計画との連携：
環境保全に関しては本計画の基本的な方向に沿ったものとする。
- 全体の進捗状況の点検
2025～2028
年度
↓
計画の見直し
(2029年度)

1

▶ 構成の変更はなし。

2 見直しの方向性（案）【（2）主な論点】

第3章 環境分野別施策

1 気候変動対策

《総合的指標》（2030年度までの施策の達成状況を示す指標）

- ・ 温室効果ガス排出削減割合 57%（現状 16.6%）
- ・ 再生可能エネルギーによる電力自給率 66%（現状 34.4%）

《施策の柱》

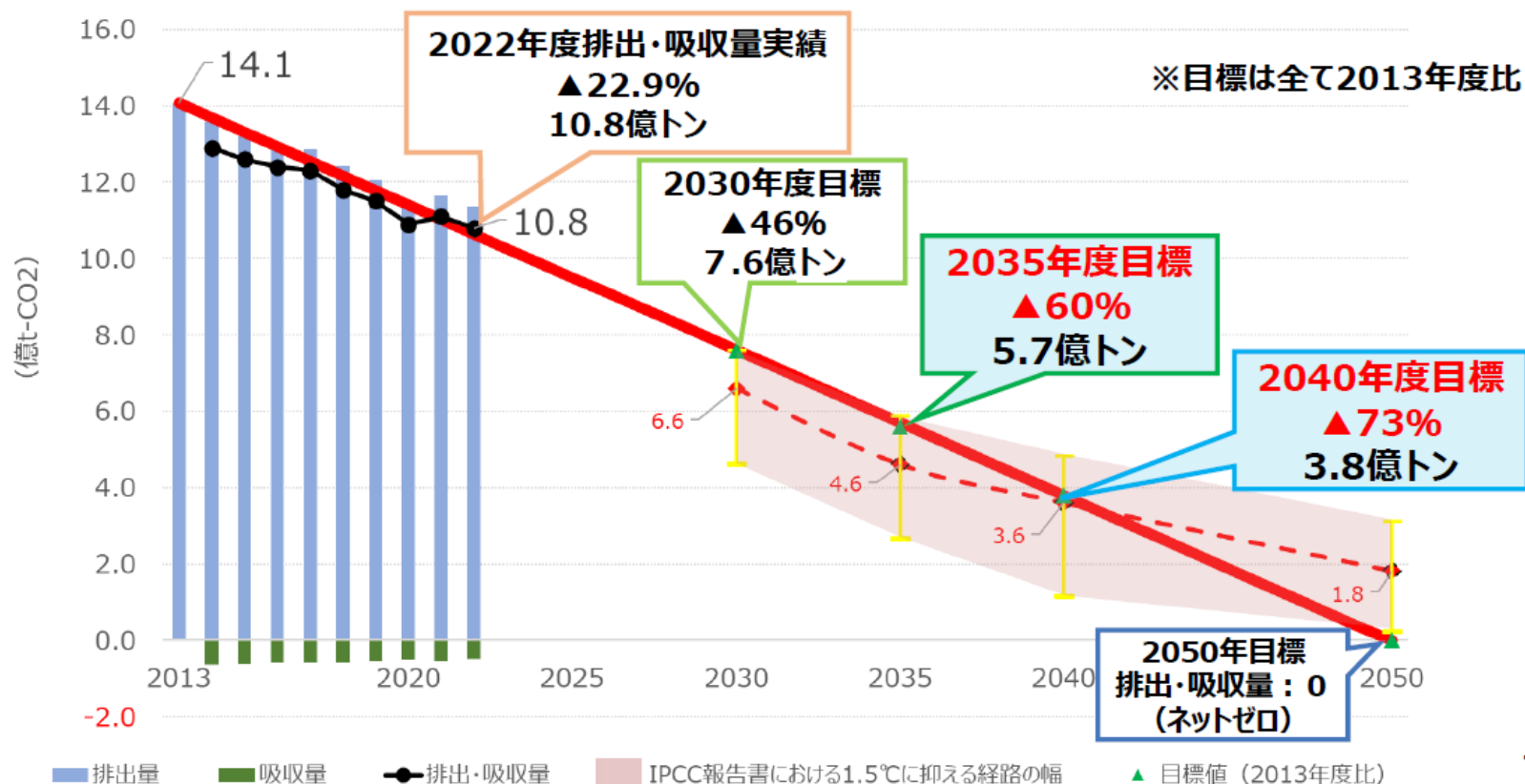
- （1）省エネルギー対策の推進
- （2）再生可能エネルギーの導入促進
- （3）適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進
- （4）地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

- ・ 国の2035年度、2040年度削減目標の設定に伴う、それぞれの年度における県の暫定目標値設定の必要性 等
- ◎ 今年度中間見直しを行う個別部門計画「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の中間年見直し内容を反映

【参考】地球温暖化対策計画（R7.2閣議決定）の概要

次期削減目標（NDC）

- 我が国は、**2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を、弛まず着実に歩んでいく。**^{たゆ}
- 次期NDCについては、**1.5℃目標に整合的で野心的な目標**として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ**60%、73%削減**することを目指す。
- これにより、中長期的な**予見可能性**を高め、**脱炭素と経済成長の同時実現**に向け、**GX投資を加速**していく。



2 中間見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第3章 環境分野別施策

2 循環型地域社会の形成

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・一般廃棄物のリサイクル率 27%
(現状 18.2%)
- ・産業廃棄物の再生利用率 61%
(現状 60.6%)

《施策の柱》

- (1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進
- (2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築
- (3) 廃棄物の適正処理の推進



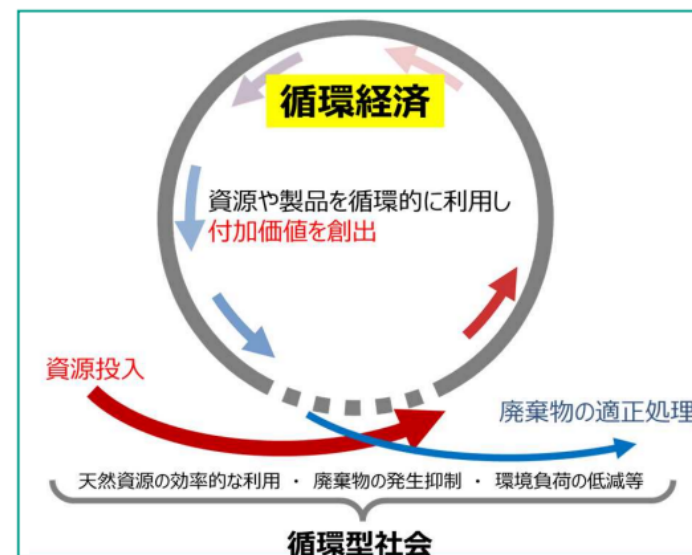
- ・ 循環経済(サーキュラーエコノミー)の考え方の浸透
- ◎ 今年度改定を行う個別部門計画「岩手県循環型社会形成推進計画」の改定内容を反映

第五次循環型社会形成推進基本計画について②



改定の背景およびポイント

- 循環型社会の形成に向けて資源生産性・循環利用率を高める取組を一段と強化するためには、従来の延長線上の取組を強化するのではなく、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済・社会様式につながる一方通行型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する**循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を推進することが鍵。**
- 循環型社会形成のドライビングフォースとなる「**循環経済**」への移行は、**気候変動、生物多様性の損失、環境汚染等の社会的課題を解決し、産業競争力の強化、経済安全保障、地方創生、そして質の高い暮らしの実現にも資するもの。**
- また、循環経済への移行により循環型社会を形成することは、将来にわたって質の高い生活をもたらす「**新たな成長**」を実現し、地上資源基調の「**ウェルビーイング/高い生活の質**」を実現するための重要なツール。
- こうした認識の下、**今回の改定では、循環経済への移行に関係者が一丸となって取り組むべき重要な政策課題と捉え、循環型社会形成に向けた政府全体の施策を取りまとめた国家戦略として本計画を策定。**



循環型社会のドライビングフォースである循環経済

ネット・ゼロ・
ネイチャーポジティブ

産業競争力強化

経済安全保障

地方創生・質の高い
暮らし

2 中間見直しの方向性(案)【(2) 主な論点】

第3章 環境分野別施策

3 生物多様性の保全・自然との共生(生物多様性地域戦略)

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・イヌワシつがい数 29ペア (現状 27ペア)
- ・自然公園ビジターセンター等利用者数 470千人 (現状 420千人)

《施策の柱》

- (1) 生物多様性の保全
- (2) 自然とのふれあいの促進
- (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

◎ 生物多様性地域戦略の見直し

- ・ ネイチャーポジティブの実現に向けた取組
- ・ 人と野生生物のあつれき解消 等

【参考】生物多様性国家戦略（2023-2030）の概要

1. 位置づけ

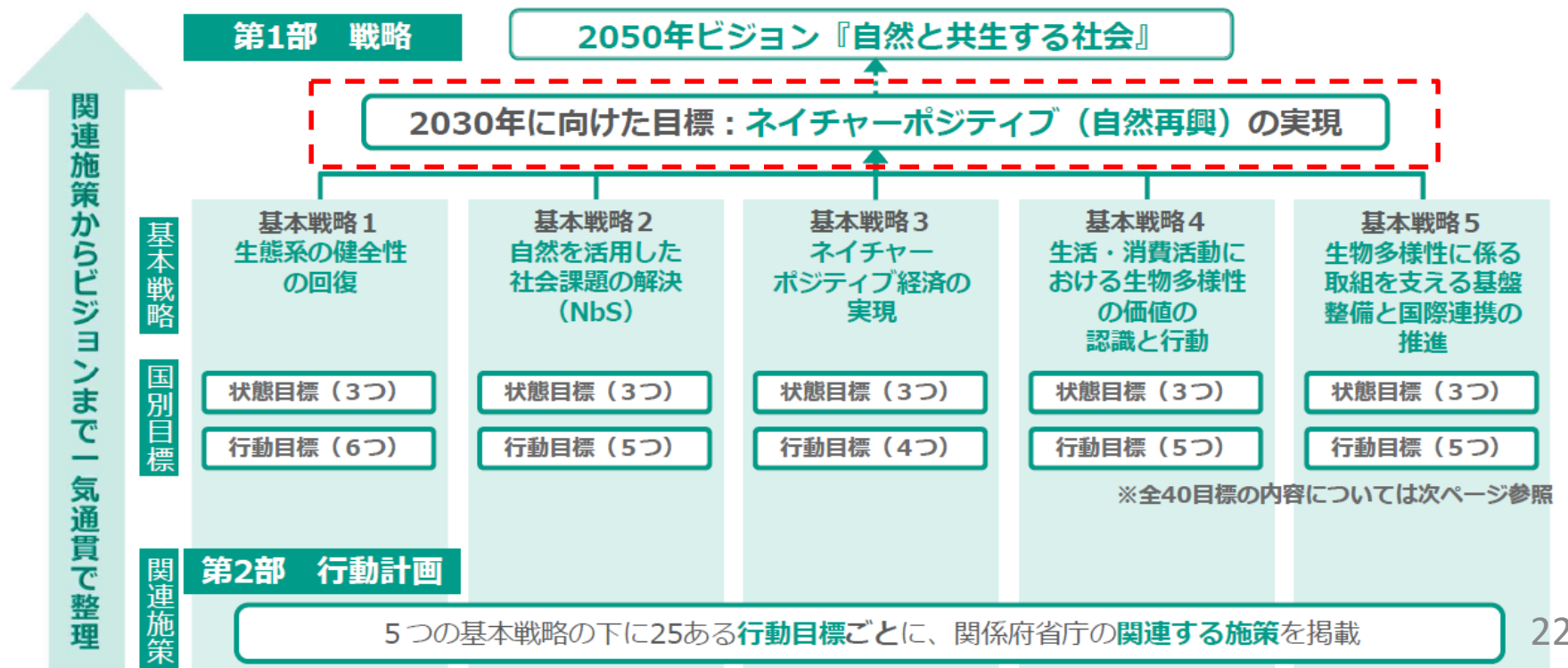
- ・新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」に対応した戦略
- ・2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）の実現を目指し、地球の持続可能性の土台であり人間の安全保障の根幹である生物多様性・自然資本を守り活用するための戦略

2. ポイント

- ・生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応、ネイチャーポジティブ実現に向けた**社会の根本的変革**を強調
- ・30by30目標の達成等の取組により**健全な生態系**を確保し、自然の恵みを維持回復
- ・**自然資本を守り活かす社会経済活動**（自然や生態系への配慮や評価が組み込まれ、ネイチャーポジティブの駆動力となる取組）の推進

3. 構成・指標

- ・第1部（戦略）では、2030年のネイチャーポジティブの実現に向け、5つの基本戦略と、基本戦略ごとに**状態目標（あるべき姿）**（全15個）と**行動目標（なすべき行動）**（全25個）を設定
- ・第2部（行動計画）では、第1部で設定した25個の行動目標ごとに関係府省庁の**関連する具体的施策**（367施策）を整理
- ・各状態目標・行動目標の進捗を評価するための**指標群**を設定（昆明・モントリオール生物多様性枠組のヘッドライン指標にも対応する指標を含む）



【参考】地域生物多様性増進法（R7.4施行）の概要

地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律の概要 （令和6年法律第18号、地域生物多様性増進法）



ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、企業等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、主務大臣による基本方針の策定、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る手続のワンストップ化・規制の特例等の措置等を講ずる。

■ 背景

- 令和4年12月に新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択。我が国も生物多様性国家戦略を改定し、2030年までの「ネイチャーポジティブ」※1の実現と、このために陸と海の30%以上を保全する「30by30」の目標を掲げた。この達成には、国立公園等の保護地域の拡張に加え、**里地里山、企業緑地や都市の緑地等の身近な自然など、OECM※2の設定促進が必要**。
- また、**企業経営においても**、TNFD（自然関連財務情報開示タスクフォース）の流れもあいまって、**生物の多様性や自然資本の重要性が高まっている**。

※1 自然を回復軌道に乗せるために生物多様性の損失を止め反転させる ※2 保護地域以外で生物の多様性の保全に資する地域

■ 主な措置事項

1. 地域における生物の多様性の増進※のための活動の促進 ※維持、回復又は創出

（1）増進活動実施計画等の認定制度の創設

- ① **企業等**が、里地里山の保全、外来生物の防除、希少種の保護といった生物多様性の維持・回復・創出に資する「**増進活動実施計画**」を作成し、**主務大臣が認定**（企業等は情報開示等に活用）。
 - ② **市町村**がとりまとめ役として地域の多様な主体と連携して行う活動を「**連携増進活動実施計画**」として主務大臣が認定。
- ①又は②の認定を受けた者は、その活動内容に応じて、自然公園法・自然環境保全法・種の保存法・鳥獣保護管理法・外来生物法・森林法・都市緑地法における**手続のワンストップ化・簡素化といった特例**を受けることができる。



（2）生物多様性維持協定

- ②の認定を受けた市町村は、土地所有者等と「**生物多様性維持協定**」を締結することができ、**長期的・安定的に活動が実施**できる。

2. その他

- （1）（独法）環境再生保全機構法の一部改正（認定関連業務の一部や情報提供等を機構が実施）
- （2）生物多様性地域連携促進法の廃止

＜施行期日＞ 公布の日から起算して、1年を超えない範囲で政令で定める日

2 中間見直しの方向性(案)【(2)主な論点】

第3章 環境分野別施策

4 環境リスクの管理

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・ 河川・湖沼・海域の環境基準達成率 99.1% (現状 98.2%)
- ・ 大気中のPM2.5等環境基準達成率 100% (現状 100%)

《施策の柱》

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水環境の保全
- (3) 土壌環境及び地盤環境の保全
- (4) 騒音・振動・悪臭対策の推進
- (5) 化学物質の環境リスク対策
- (6) 監視・測定強化・充実
- (7) 放射性物質による影響把握
- (8) 環境影響評価制度の運用



・ P F A S の存在状況に関する調査の強化 等

【参考】PFASに関する今後の対応の方向性（R5.7）の概要



PFASに関する今後の対応の方向性（概要）

- PFASに対する総合戦略検討専門家会議において、国内外の最新の科学的知見及び国内での検出状況の収集・評価を行い、これらを踏まえた科学的根拠に基づくPFASに関する今後の対応の方向性をとりまとめた。

PFOS、PFOAへの対応について

PFOS、PFOAへの更なる対応の強化のため、以下4点の継続・充実を図ることが必要

（1）管理の強化等

- ・ 正確な市中在庫量の把握等の管理強化
- ・ 泡消火薬剤の更なる代替促進
- ・ 環境中への流出防止の徹底
- ・ 水質の暫定目標値の取扱いの検討

（2）暫定目標値等を超えて検出されている地域等における対応

- ・ 「対応の手引き」の充実による飲用ばく露の防止の徹底
- ・ 自治体による健康状態の把握

（3）リスクコミュニケーション

- ・ 今回作成するQ&A集を活用した丁寧なリスクコミュニケーションの実施

（4）存在状況に関する調査の強化等

- ・ 環境モニタリングの強化
- ・ 化学物質の人へのばく露モニタリング調査の本調査の実施に向けた検討

PFOS、PFOA以外のPFASへの対応について

さらに、その他のPFASについては、以下の物質群に大きく分類して対応

＜物質群1：POPs条約で廃絶対象となっている物質等＞

- （1）POPs条約の廃絶対象となっている物質（PFHxS）及び検討中の物質（長鎖PFCA（PFNAなど））の優先的な取組の検討
- （2）存在状況に関する調査の強化等
→ 環境モニタリングの強化や化学物質の人へのばく露モニタリング調査の対象物質への追加を検討

＜物質群2：それ以外の物質＞

- （1）当面对応すべき候補物質の整理
- （2）存在状況に関する調査の強化等（水環境中の調査、化学物質の人へのばく露モニタリング調査対象物質の検討）
- （3）（2）を踏まえた対応（適正な管理の在り方の検討、物質群としての評価手法の検討）

PFASに関する更なる科学的知見等の充実について

- 国内外の健康影響に関する科学的知見及び対策技術等は、常に更新されており、継続的な収集が必要。
- 既存の知見の収集のみならず、国内において関連する研究を推進すべき。

2 中間見直しの方向性(案)【(2) 主な論点】

第3章 環境分野別施策

5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進(環境教育等行動計画)

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)

- ・環境学習交流センター利用者数
50,000人(現状 49,789人)
- ・水生生物調査参加率 7%(参加者数
3,100人)(現状 6.9%)

《施策の柱》

- (1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進
- (2) 環境に配慮した行動・協働の推進

◎ 環境教育等行動計画の見直し

- 個人の変容

⇒ 組織や社会経済システムの変革への連動

【参考】環境教育等の推進に係る基本的な方針（R6.5）の概要

- 環境教育等促進法第7条に基づき定める政府の環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針。
- 平成30年6月に変更（閣議決定）され、変更後の基本方針では、改定後5年を目途に、基本方針の改定等必要な措置を講じるとされている。
- 令和5年6月から有識者による環境教育等推進専門家会議（全6回）において変更案を議論し、パブリックコメント等を経て、令和6年5月14日閣議決定。

環境教育等を取り巻く現状

- 今夏の異常高温等の気候変動の危機を踏まえ、我が国は2050年カーボンニュートラルの実現をはじめとした持続可能な社会への変革が急務
- 新型コロナウイルス感染症拡大の影響、小中学校での「GIGAスクール構想」により、ICTの利活用の進展による国内外等の学びの可能性の拡大
- SDGsの普及も背景とした、「誰一人取り残さない」公正な社会の実現を目指すことの世界的な認識の高まり
- 社会変革における若者の参画、環境教育等に取り組む人材の確保・育成、教職員等の負担軽減、環境教育の機会均等の必要性

持続可能な社会への変革に向けた①環境保全活動、②環境教育、③協働取組の方向性

①環境保全活動

気候変動の危機に対応するため、全ての大人や子ども、家庭、民間団体、事業者、行政等のあらゆる主体による自発的な取組によって、

個人の変容 → 組織や社会経済システムの変革
に連動

②環境教育

ESD（持続可能な開発のための教育）の考え方を踏まえ、環境・経済・社会の統合的向上と、具体的な変革に向けた行動促進の視点から、

体験活動

＋ 多様な主体同士の対話と協働、ICTの活用を通じた学び
を様々な機会で推進することが重要

③協働取組

地域の実情や課題等に応じた中間支援機能を軸とする協働がバナンスに基づき、多様な主体が対等な立場で参画する対話と信頼関係構築、共通理解といった協働のプロセスを、様々な地域において実践し、持続可能な社会への変革につなげていくことが重要

公正で持続可能な社会への変革と一人ひとりの変容を実現し、地域循環共生圏の創造と、人々のウェルビーイングにつなげていくことが重要

2 中間見直しの方向性(案)【(3)まとめ】

項 目	見直しの方向性（案）
(1) 計画期間	中間見直しのため、変更なし。
(2) 目標	当初計画から変更なし。
(3) 計画の構成	当初計画から変更なし。 （個別の施策や記載については、現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更する。）
(4) 主要な指標	現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、必要に応じて変更する。

3 今後のスケジュール（予定）

審議会	開催日	審議内容等	参考
親会①	令和7年5月29日（木）	・ 諮問（中間見直しの基本的方向）	
部会①	令和7年5月29日（木）	・ 方向性（案）、スケジュール	
部会②	令和7年7月下旬	・ 骨子案（中間案）審議	
部会③	令和7年8月下旬	・ 答申素案審議	
親会②	令和7年9月中	・ 答申案審議	・ 12月議会報告 ・ パブコメ ・ 地域説明会
親会③	令和8年1月中旬	・ 最終案報告	・ 2月議会提案 ⇒3月施行

参考スライド

岩手県環境基本計画中間見直しの方向性【概要】

はじめに

- 1 策定根拠:「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条
- 2 位置付け:「いわて県民計画(2019~2028)」の推進に向けた環境分野の基本的方向を定める計画、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略、「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画
- 3 計画の期間:令和3(2021)年度~令和12(2030)年度

第1章 総論 1 現状と課題

- (1) 環境・経済・社会の複合的課題
 - ・農林業の担い手の減少による荒廃農地等の発生や狩猟者の高齢化による野生鳥獣の被害拡大
 - ・気候変動の一因とする台風や豪雨などの自然災害の激甚化・頻発化
 - ・世界人口の増加や新興国の経済成長による将来的な資源・エネルギー不足がもたらす経済リスク
 - ・ポストコロナの世界を見据えた持続可能な経済復興(グリーンリカバリー)の推進
- (2) 気候変動
 - ・地球温暖化は、生活や産業、生物多様性など様々な分野に深刻な影響を与える最重要の環境課題
 - ・パリ協定の2℃目標の実現に向け、世界では、地球温暖化を1.5℃に抑えるため、2050年までの脱炭素化を目指す動きが加速。国も、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとすることを宣言
- (3) 資源循環
 - ・世界的な資源需要の拡大で廃棄物問題の深刻化や中長期的な資源制約の高まりが懸念
 - ・本県では廃棄物の排出量が県民一人当たりでは横ばいで推移しており、更なる取組が必要。海洋プラスチックごみの増加も懸念され、大量生産・大量消費型から循環型の経済への移行が必要
- (4) 生物多様性と自然環境
 - ・本県は優れた自然環境に恵まれ、身近に自然にふれあうことができる環境にあるが、近年、野生鳥獣の生息域の拡大による被害が発生。外来生物の侵入、地球温暖化など生物多様性の危機も顕在化
- (5) 環境リスク
 - ・本県は大気・水環境の環境基準を概ね達成しているが、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント、湖沼や海域の富栄養化等への対応は、県民の生活環境を保全する上で引き続き重要な課題
- (6) 環境教育
 - ・環境課題は人間の社会経済活動と密接に関わることから、県民一人ひとりが環境学習を通じて持続可能な社会づくりの担い手となり、本県の環境を将来世代の財産として守り育てることが必要

2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

- (1) 環境・経済・社会の一体的な向上
環境・経済・社会の複合的課題を解決するため、従来の分野別の環境施策に加え、環境分野を超えた他の分野と連携した分野横断的な施策体系を設定
- (2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成
SDGsは環境との関わりが深く、一見、環境と関わりが薄いゴールにも環境が大きく関係。SDGsの考え方を活用し、環境施策を通じて、県民の幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手から実現
- (3) 「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指した取組の推進
気候変動対策は持続可能な開発の達成を左右する重要な要素。将来の気候変動リスクを回避・軽減するため、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを目指し、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現に寄与

3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

- (1) 目指す将来像
多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
- (2) 施策体系
 - 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策
「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
 - 環境分野別施策
環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)	《施策の柱》
・「炭素生産性(温室効果ガス1トン当たりの県内総生産)」の向上 (現状 327千円/トン)	(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興 (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり (4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)	《施策の柱》
・「快適に暮らせる生活環境に関する満足度」の上昇 (現状 23.5%) ・「災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度」の上昇 (現状 24.4%)	(1) 快適で魅力あふれるまちづくりの推進 (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用 (3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)	《施策の柱》
・「自然に恵まれていると感じている人の割合」の上昇 (現状 78.9%) ・「住まいに快適さを感じている人の割合」の上昇 (現状 47.6%)	(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

第3章 環境分野別施策

1 気候変動対策

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・温室効果ガス排出削減割合 57% (現状 16.6%) ・再生可能エネルギーによる電力自給率 66% (現状 34.4%)	(1) 省エネルギー対策の推進 (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (3) 適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進 (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

2 循環型地域社会の形成

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・一般廃棄物のリサイクル率 27% (現状 18.2%) ・産業廃棄物の再生利用率 61% (現状 60.6%)	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進 (2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 (3) 廃棄物の適正処理の推進

3 生物多様性の保全・自然との共生(生物多様性地域戦略)

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・イヌワシつがい数 29ペア (現状 27ペア) ・自然公園ビジターセンター等利用者数 470千人 (現状 420千人)	(1) 生物多様性の保全 (2) 自然とのふれあいの促進 (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

4 環境リスクの管理

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・河川・湖沼・海域の環境基準達成率 99.1% (現状 98.2%) ・大気中のPM2.5等環境基準達成率 100% (現状 100%)	(1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌環境及び地盤環境の保全 (4) 騒音・振動・悪臭対策の推進 (5) 化学物質の環境リスク対策 (6) 監視・測定の強化・充実 (7) 放射性物質による影響把握 (8) 環境影響評価制度の運用 (9) 北上川清流化対策の推進

5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進(環境教育等行動計画)

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・環境学習交流センター利用者数 50,000人 (現状 49,789人) ・水生生物調査参加率 7%(参加者数3,100人) (現状 6.9%)	(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 (2) 環境に配慮した行動・協働の推進

第4章 計画の推進・進行管理

- 1 計画の推進:他の計画との連携、各主体に求められる役割と行動
- 2 進捗状況の点検:総合的指標・施策推進指標の設定・活用、個別施策の点検、総合的な進捗状況の点検
- 3 点検結果の活用:環境審議会への報告、年次報告書等による情報提供
- 4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応

各分野の施策の柱と主な施策の方向

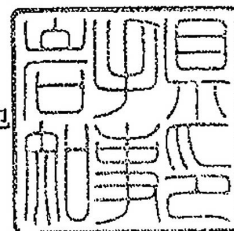
	分野	施策の柱	主な施策の方向
横断的施策	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	① 持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築	➤ 環境マネジメントの導入、環境関連技術の産業化、グリーン製品等の購入、省エネ・再エネ設備の低利融資、バイオマス資源の利用促進、省資源型ものづくりや環境配慮設計 など
		② 地域資源を活用した自然共生型産業の振興	➤ 環境と調和した農林水産業の推進、優れた自然を活用した体験型観光の促進、グリーンツーリズム等による交流人口の拡大、農山漁村ビジネスの取組の促進 など
		③ 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	➤ 都市と農山漁村や河川の上流・下流域の連携と交流、三陸ジオパークを担う人材育成、地域の環境保全等に配慮した省エネ・再エネプロジェクトの事業化支援 など
		④ 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	➤ メタネーションの普及による地域の脱炭素化モデルの調査研究、スマート農林水産業やドローン物流の実用化の推進、「グリーンILC」の実現に向けた共同研究の推進 など
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	① 快適で魅力あるまちづくりの推進	➤ 水源のかん養等による健全な水循環の確保、農業水利施設・工業用水・水道・下水道等水インフラの維持、適正な土地利用によるコンパクトな都市形成の促進 など
		② 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	➤ 市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた情報提供、世界遺産の保存管理と活用、歴史的なまち並みの保全、伝統工芸等の環境と共生する生活文化の継承 など
		③ 気候変動リスクを踏まえた防災・減災	➤ 防災・減災対策を包括的に講ずる「流域治水」の推進、災害に備えた土地利用、生態系に配慮した防災・減災、災害時に対応できる動く蓄電池としての電動車の導入促進 など
環境分野別施策	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	① 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	➤ エシカル消費など持続可能なライフスタイルの推進、岩手型住宅の普及、徒歩・自転車移動の促進や温泉の利活用による健康寿命の延伸、テレワークなど働き方改革の推進 など
		② 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	➤ 自然体験活動等の推進、豊かな自然環境や環境負荷の少ない生活環境を生かした地方移住等の促進、新たな木材需要の創出や木材利用の意義等に関する理解醸成 など
	1 気候変動対策	① 省エネルギー対策の推進	➤ 省エネ住宅の普及、家庭用省エネ設備の導入促進、次世代自動車の普及、事業活動の低炭素化や物流の効率化、通勤・来客に係る交通転換の低炭素化の促進 など
		② 再生可能エネルギーの導入促進	➤ 自立・分散型エネルギー供給体制の構築、地域に配慮した再エネ導入を図る市町村の実行計画策定支援、洋上風力発電の実現に向けた取組の推進、水素の利活用推進 など
		③ 適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進	➤ 間伐等の適切な実施による森林の多面的機能の発揮、伐採跡地への再造林や針広混交林など多様な森林整備の促進 など
		④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	➤ 気候変動適応情報の収集・提供等を行う地域気候変動適応センターの設置、国の専門機関等と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供等の実施 など
	2 循環型地域社会の形成	① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	➤ 3Rの推進、適正なりサイクル推進に向けた県民への情報提供、産業廃棄物の2Rの推進や廃棄物処理の最適化、新たな環境ビジネスの創出支援、海岸漂着物対策の推進 など
		② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	➤ 地域の実情に応じた廃棄物処理体制の構築支援、災害廃棄物の迅速・円滑な処理体制の確保、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備 など
		③ 廃棄物の適正処理の推進	➤ 排出事業者等に対する監視・指導の徹底、優良認定制度の活用等による環境産業の健全化、PCB廃棄物の期限内の適正処理の推進、家畜排せつ物の監視・指導 など
	3 生物多様性の保全・自然との共生	① 生物多様性の保全	➤ 自然公園等の適切な区域等の見直し、荒廃農地の発生防止・再生利用の推進、野生動物の個体数管理・被害防除対策の総合的推進、外来生物による被害の防止 など
		② 自然とのふれあいの促進	➤ 自然公園施設の計画的な整備と適切な保護管理や情報発信の充実、都市公園や森林公園の整備の推進、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護と安全安心な利用の推進 など
		③ 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	➤ 環境負荷を低減する生産技術の導入や環境保全型農業の推進、保安林の計画的な配備と適切な管理、藻場・干潟の保全活動の支援、住民と連携した漂流ごみ等の処理 など
	4 環境リスクの管理	① 大気環境の保全	➤ 大気測定局における常時監視や有害大気汚染物質・光化学オキシダント・微小粒子状物質の常時監視、フロン類の排出抑制及び適正処理の推進 など
		② 水環境の保全	➤ 公共用水域や地下水の水質監視、環境基準の類型見直しや未指定水域の類型指定による水質の維持、汚水処理施設の計画的な整備、浄化槽による水質の保全の確保 など
		③ 土壌環境及び地盤環境の保全	➤ 有害物質使用特定施設等への指導の徹底による土壌・地下水汚染の未然防止、水質監視等による早期発見、土壌汚染区域の区域指定による必要な措置の実施 など
		④ 騒音・振動・悪臭対策の推進	➤ 規制区域内の騒音等の低減に向けた市町村への技術的支援、自動車・高速道路・新幹線などの騒音低減に向けた取組、いわて花巻空港における騒音対策の実施 など
		⑤ 化学物質の環境リスク対策の推進	➤ 環境汚染物質排出・移動登録制度の適切な運用、化学物質とその環境リスクに関する理解増進、未規制物質や有害化学物質による環境汚染状況の実態調査や研究の推進 など
		⑥ 監視・測定体制の充実と公害苦情等への対応	➤ 大気常時監視測定局の適正配置や機器の計画的な更新、分析機関における検査・分析機器の整備、県民や事業者への情報提供、監視・測定にあたる人材の育成 など
		⑦ 放射性物質による影響の把握等	➤ 空間線量率のモニタリング、土壌や海水等環境中に含まれる放射性物質濃度の測定、除去土壌の処分、放射性物質汚染廃棄物等の処理に係る市町村への技術的支援 など
		⑧ 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用	➤ 大規模開発事業の環境保全配慮を促す環境影響評価制度の適切な運用、環境影響評価に係る環境情報や技術情報の県民等への提供、県土の適正な土地利用の促進 など
		⑨ 北上川清流化対策の推進	➤ 中和処理の確実な実施、中和処理の恒久的な継続に向けた各種工事の実施、清流化対策の歴史の県民への周知、旧松尾鉱山跡地へのNPO等による植樹活動の支援 など
	5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進	① 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	➤ 学校における環境学習の実施や環境学習のための副読本等の作成、発達段階に応じた体験的な環境学習の支援、環境問題の解決に取り組む人材の育成 など
		② 環境に配慮した行動・協働の推進	➤ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進、環境コミュニケーション等による環境に配慮した事業活動の促進、県の率先実行、県民参加による環境保全活動の推進 など

環 生 第 124 号

令和 7 年 5 月 29 日

岩手県環境審議会会長 様

岩手県知事 達 増 拓 也



岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について（諮問）

下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 11 条の
規定に基づく環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について

岩手県環境基本計画の中間年見直しに係る基本的方向について

1 諮問の趣旨について

令和 3 年 3 月に策定した岩手県環境基本計画（計画期間：令和 3～12 年度）については、計画策定時に本計画の策定後 5 年程度が経過した時点を目途に、それまでの計画の進捗状況の点検結果等を踏まえ、計画の見直しの必要性を検討することとしています。

ついては、策定以降の社会情勢の変化等を踏まえ、計画を見直すこととし、中間年見直しの基本的方向について、岩手県環境審議会に諮問するものです。

2 計画の位置づけ

- （1） 岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 11 条の規定により、本県の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。
- （2） 「いわて県民計画（2019～2028）」の推進に関する環境分野の基本的な方向を定める計画です。
- （3） 本計画のうち「生物多様性・自然との共生」に関する部分は、生物多様性基本法（平成 20 年法律第 58 号）に基づく生物多様性地域戦略として位置づけられています。
- （4） 本計画のうち「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」に関する部分は、環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成 23 年法律第 67 号）に基づく環境教育等行動計画として位置付けられています。

3 見直しの方向性（案）

項 目	見直しの方向性（案）	当初計画
(1) 計画期間	中間見直しのため、 変更なし 。	令和3年度から令和12年度までの10年間
(2) 目 標	当初計画から 変更なし 。	多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
(3) 計画の構成	当初計画から 変更なし 。 注 個別の施策や記載については、現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、 必要に応じて変更 する。	はじめに 第1章 総 論 第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策 ・ 地域資源の活用による環境と経済の好循環 ・ 自然と共生した持続可能な県土づくり ・ 環境にやさしく健康で心豊かな暮らし 第3章 環境分野別施策 ・ 気候変動対策 ・ 循環型地域社会の形成 ・ 生物多様性の保全・自然との共生 ・ 環境リスクの管理 ・ 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進 第4章 計画の推進・進行管理
(4) 主要な指標	現行計画策定時以降の社会や環境を取り巻く状況の変化、県の施策の進捗や指標の達成状況、新たに生じた課題等への対応方向を検討のうえ、 必要に応じて変更 する。	総合的指標：15 施策推進指標：28 計 43 指標

4 中間見直しに係る留意事項

(1) 市町村への意見照会やパブリックコメント※を実施し、広く県民等の意見聴取に努めるものとします。

※ パブリックコメント実施に併せて、4 広域振興局単位で地域説明会を開催。

(2) 岩手県環境審議会の答申に基づき、主要指標や施策の方針等に変更が生じた場合には、「県行政に関する基本的な計画の議決に関する条例」に基づき、県議会の議決を経るものとします。

(3) 本計画の部門別計画に位置付けられており、今年度見直し・改定を実施する以下の計画との整合を図るものとします。

ア 【気候変動】 岩手県地球温暖化対策実行計画(中間見直し)

イ 【資源循環】 岩手県循環型社会形成推進計画(改定)

5 スケジュール

時 期	内 容
令和7年5月29日	審議会〔諮問〕
6月～8月	中間見直しに係る特別部会（審議） ※ 3回程度
9月	審議会〔答申案審議〕
11月～12月	パブリックコメント・地域説明会実施
11月	県議会12月定例会(報告議案提案)
令和8年2月	県議会2月定例会(承認議案提案)
3月	本計画の改定・公表

参考 1：岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例（平成 10 年岩手県条例第 22 号）

※ 関係箇所一部抜粋

- 第 11 条** 知事は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
- （１） 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
- （２） 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、岩手県環境審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 知事は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前 2 項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

参考 2：諮問に当たっての主な論点等（直近の国の動向）

- 1 **【計画全体】** 第六次環境基本計画（令和 6 年 5 月閣議決定）
⇒ 「ウェルビーイング/高い生活の質」を最上位においた「新たな成長」の実現
- 2 **【気候変動】** 地球温暖化対策計画/第 7 次エネルギー基本計画（令和 7 年 2 月閣議決定）
⇒ 国の温室効果ガス排出量削減目標（2013 年度比）の追加（2035 年・2040 年）に伴う、それぞれの年度における県の暫定目標値設定の必要性 等
- 3 **【資源循環】** 第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月閣議決定）
⇒ 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行 等
- 4 **【生物多様性と自然環境】** 生物多様性国家戦略 2023-2030（令和 5 年 3 月閣議決定）
⇒ ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現 等
- 5 **【環境リスクの管理】** P F A S に関する今後の対応の方向性等について（令和 5 年 7 月（環境省））
⇒ P F A S の存在状況に関する調査の強化 等
- 6 **【環境教育】** 環境教育等の推進に関する基本的な方針（令和 6 年 5 月閣議決定）
⇒ 個人の変容から組織や社会経済システムの変革への連動等

環境基本計画見直し特別部会設置要綱

（設置）

第 1 条 岩手県環境審議会条例（平成 6 年岩手県条例第 36 号）第 8 条第 1 項及び岩手県環境審議会運営規程（以下「規程」という。）第 8 条第 2 項の規定に基づき、環境基本計画見直し特別部会（以下「部会」という。）を置く。

（審議事項）

第 2 条 部会の審議事項は、規程第 8 条第 5 項の規定に基づき付議された事項とする。

（庶務）

第 3 条 部会の庶務は、環境生活企画室において処理する。

（設置期間）

第 4 条 部会は、付議された事項の審議が終了したときをもって、廃止する。

（補則）

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 29 日から施行する。

岩手県環境審議会条例

制 定 平成 6 年 7 月 15 日 条例第 36 号
 改正沿革 平成 9 年 3 月 27 日 条例第 63 号
 平成 11 年 12 月 17 日 条例第 80 号
 平成 12 年 12 月 18 日 条例第 72 号
 平成 13 年 7 月 9 日 条例第 57 号
 平成 14 年 3 月 29 日 条例第 3 号

岩手県環境審議会条例

(設置)

第 1 条 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 43 条第 2 項及び水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）第 21 条第 2 項並びに自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 51 条第 3 項の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

(1) 市町村長

(2) 学識経験のある者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 3 条 審議会に会長を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(特別委員)

第 4 条 審議会に、水質汚濁防止法第 21 条第 1 項の事務に係る事項を調査審議させるため、特別委員を置く。

2 特別委員は、国の関係地方行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 特別委員の任期は、その職にある期間とする。

(専門委員)

第 5 条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者又は関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項の調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(専門調査員)

第 6 条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから知事が任命する。

3 専門調査員は、当該専門の事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第7条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある特別委員の総数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 審議会に、部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員、特別委員又は専門委員をもって組織する。

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

4 第3条及び前条の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境生活部において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

岩手県環境審議会運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、岩手県環境審議会条例（平成6年岩手県条例第36号、以下「条例」という。）

第8条第3項及び第10条の規定により、岩手県環境審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（審議会の招集の通知）

第2条 知事は、審議会を召集するときは、あらかじめ、会議の日時、場所及び付議事項を委員に通知するものとする。

（審議会の公開等）

第3条 審議会の会議は、公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、議長が審議会に諮って、これを公開しないことができる。

- （1）情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- （2）当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

（傍聴人に対する指示）

第4条 議長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

（意見の聴取）

第5条 議長は、議事の調査審議に関し、特に専門的な意見を聴く必要があると認めたときは、審議会に諮って、関係者に出席を求めて意見を聴くことができる。

（採決）

第6条 議長は、議題について採決しようとするときは、その議題及び採決する旨を会議に宣告するものとする。

2 採決は、挙手又は投票の方法によるものとし、議長は、そのつど会議に諮って決定するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、議題について出席委員に異議がないと認めるときは、議長は、これを確かめた後に採決の手続を省略して、可決の旨を宣告することができる。

（議事録の作成）

第7条 審議会は、会議の議事について、そのつど議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- （1）開催の日時及び場所
- （2）出席者の氏名
- （3）議事の概要
- （4）前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

（部会）

第8条 条例第8条第1項の規定により、審議会に次の部会を置く。

大気部会　水質部会　自然・鳥獣部会　温泉部会

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が必要と認めたときは、審議会に諮って部会を設置することができる。
- 3 知事は、必要と認めたときは、合同で部会を開催することができる。
- 4 部会の審議事項は、別表１のとおりとする。
- 5 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、審議事項を部会に付議することができる。
- 6 部会に、付議事項に係る専門調査員を出席させることができる。
- 7 第２条から前条までの規定は、部会に準用する。

（部会の議決）

- 第９条 条例第８条第３項の規定に基づき、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる事項は、別表２のとおりとする。
- 2 議長は、前項の規定にかかわらず、審議会に諮って、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
 - 3 前２項の規定による議決をしたときは、部会長は、その旨を直近に開催される審議会に報告するものとする。

（代理出席）

- 第１０条 委員又は特別委員のうち、市町村長及び関係行政機関の職員である者は、本人が出席できない場合に限り、あらかじめ指名する者を代理出席させることができる。

（部会の庶務）

- 第１１条 部会の庶務は、大気部会にあつては環境生活企画室及び環境保全課、水質部会にあつては環境保全課、自然・鳥獣部会及び温泉部会にあつては自然保護課において処理する。
- 2 第８条２項の規定に基づき設置された部会の庶務については、そのつど定めるものとする。
 - 3 各部会の庶務の処理に当たっては、環境生活企画室と協議を行うものとする。

別表 1

部 会 名	審 議 事 項
大 気 部 会	1 大気汚染防止に関する事項 2 騒音防止に関する事項 3 振動防止に関する事項 4 悪臭防止に関する事項
水 質 部 会	1 公共用水域及び地下水の水質汚濁防止に関する事項 2 土壌汚染防止に関する事項
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域及び環境緑地保全地域に関する事項 2 自然公園に関する事項 3 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟に関する事項 4 希少野生動植物の保護に関する事項
温 泉 部 会	温泉に関する事項

別表 2

部 会 名	議 決 事 項
大 気 部 会	1 騒音に係る環境基準の類型指定 2 航空騒音に係る環境基準の類型指定 3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型指定 4 騒音規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 5 振動規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 6 悪臭規制地域の指定及び当該指定に係る規制基準の設定 7 大気汚染測定計画の作成
水 質 部 会	1 公共用水域、地下水及び土壌測定計画の作成 2 水質環境基準の水域類型指定 3 健康有害物質等に係る排水基準の設定 4 健康有害物質使用汚水等排出施設の構造基準等の設定 5 健康有害物質に係る土壌及び地下水の基準値の設定 6 生活排水対策重点地域の指定
自 然 ・ 鳥 獣 部 会	1 自然環境保全地域の区域変更及び保全計画 2 環境緑地保全地域の区域変更及び保全計画 3 県立自然公園の区域変更 4 県立自然公園計画の決定、廃止及び変更 5 鳥獣保護管理事業計画の作成及び変更 6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成及び変更 7 狩猟鳥獣の捕獲の禁止又は制限 8 第一種特定鳥獣及び第二種特定鳥獣の捕獲の禁止又は制限 9 鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の指定 10 猟区の維持管理に係る事務の受託者の指定 11 指定希少野生動植物及び特定希少野生動植物の指定及び指定解除 12 指定希少野生動植物の生息地等保護区の指定及び指定解除 13 指定希少野生動植物の管理地区の指定及び指定解除 14 指定希少野生動植物の保護管理事業計画の策定及び変更
温 泉 部 会	1 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可又は不許可の処分 2 温泉掘削、増掘及び動力装置の許可の取り消し、公益上必要な措置命令の処分 3 温泉採取の制限の処分

【参考】環境審議会条例に関する法律

環境基本法（平成5年法律第91号）

（都道府県の環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第四十三条 都道府県は、その都道府県の区域における環境の保全に関して、基本的事項を調査審議させる等のため、環境の保全に関し学識経験のある者を含む者で構成される審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、その都道府県の条例で定める。

水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）

（都道府県の審議会その他の合議制の機関の調査審議等）

第二十一条 都道府県の区域に属する公共用水域及び当該区域にある地下水の水質の汚濁の防止に関する重要事項については、環境基本法第四十三条の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関が、都道府県知事の諮問に応じ調査審議し、又は都道府県知事に意見を述べるができるものとする。

- 2 前項の場合においては、政令で定める基準に従い、環境基本法第四十三条第二項の条例において、前項の事務を行うのに必要な同項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関する特別の定めをするものとする

自然環境保全法（昭和47年法律第85号）

（都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関）

第五十一条 都道府県に、都道府県における自然環境の保全に関する審議会その他の合議制の機関を置く。

- 2 前項の審議会その他の合議制の機関は、温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）及び鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、当該都道府県における自然環境の保全に関する重要事項を調査審議する。
- 3 第一項の審議会その他の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

はじめに

- 1 策定根拠:「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」第11条
- 2 位置付け:「いわて県民計画(2019~2028)」の推進に向けた環境分野の基本的方向を定める計画、「生物多様性基本法」に基づく生物多様性地域戦略、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」に基づく環境教育等行動計画
- 3 計画の期間:令和3(2021)年度~令和12(2030)年度

第1章 総論 1 現状と課題

- (1) 環境・経済・社会の複合的課題
 - ・農林業の担い手の減少による荒廃農地等の発生や狩猟者の高齢化による野生鳥獣の被害拡大
 - ・気候変動の一因とする台風や豪雨などの自然災害の激甚化・頻発化
 - ・世界人口の増加や新興国の経済成長による将来的な資源・エネルギー不足がもたらす経済リスク
 - ・ポストコロナの世界を見据えた持続可能な経済復興(グリーンリカバリー)の推進
- (2) 気候変動
 - ・地球温暖化は、生活や産業、生物多様性など様々な分野に深刻な影響を与える最重要の環境課題
 - ・パリ協定の2℃目標の実現に向け、世界では、地球温暖化を1.5℃に抑えるため、2050年までの脱炭素化を目指す動きが加速。国も、温室効果ガス排出量を2050年までに実質ゼロとすることを宣言
- (3) 資源循環
 - ・世界的な資源需要の拡大で廃棄物問題の深刻化や中長期的な資源制約の高まりが懸念
 - ・本県では廃棄物の排出量が県民一人当たりでは横ばいで推移しており、更なる取組が必要。海洋プラスチックごみの増加も懸念され、大量生産・大量消費型から循環型の経済への移行が必要
- (4) 生物多様性と自然環境
 - ・本県は優れた自然環境に恵まれ、身近に自然にふれあうことができる環境にあるが、近年、野生鳥獣の生息域の拡大による被害が発生。外来生物の侵入、地球温暖化など生物多様性の危機も顕在化
- (5) 環境リスク
 - ・本県は大気・水環境の環境基準を概ね達成しているが、微小粒子状物質(PM2.5)や光化学オキシダント、湖沼や海域の富栄養化等への対応は、県民の生活環境を保全する上で引き続き重要な課題
- (6) 環境教育
 - ・環境課題は人間の社会経済活動と密接に関わることから、県民一人ひとりが環境学習を通じて持続可能な社会づくりの担い手となり、本県の環境を将来世代の財産として守り育てることが必要

2 今後の環境施策の展開の基本的な方向

- (1) 環境・経済・社会の一体的な向上

環境・経済・社会の複合的課題を解決するため、従来の分野別の環境施策に加え、環境分野を超えた他の分野と連携した分野横断的な施策体系を設定
- (2) 環境を通じた「持続可能な開発目標」(SDGs)の達成

SDGsは環境との関わりが深く、一見、環境と関わりが薄いゴールにも環境が大きく関係。SDGsの考え方を活用し、環境施策を通じて、県民の幸福を次世代に引き継ぎ、持続可能な社会を岩手から実現
- (3) 「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」を目指した取組の推進

気候変動対策は持続可能な開発の達成を左右する重要な要素。将来の気候変動リスクを回避・軽減するため、温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロを目指し、世界の脱炭素化に地域から貢献するとともに、持続可能な社会の実現に寄与

3 本県の環境施策が目指す将来像と施策体系

- (1) 目指す将来像

多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続可能ないわて
- (2) 施策体系
 - 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

「環境×経済」、「環境×農林水産業」など他の分野と連携した3つの施策分野を設定
 - 環境分野別施策

環境の保全及び創造を実現する基本的施策として5つの施策分野を設定

第2章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)	《施策の柱》
・「炭素生産性(温室効果ガス1トン当たりの県内総生産)」の向上 (現状 327千円/トン)	(1) 持続可能な生産と消費を実現するグリーンな経済システムの構築 (2) 地域資源を活用した自然共生型産業の振興 (3) 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり (4) 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)	《施策の柱》
・「快適に暮らせる生活環境に関する満足度」の上昇 (現状 23.5%) ・「災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度」の上昇 (現状 24.4%)	(1) 快適で魅力あふれるまちづくりの推進 (2) 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用 (3) 気候変動リスクを踏まえた防災・減災

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

《総合的指標》(2030年度までの施策の達成状況を示す指標)	《施策の柱》
・「自然に恵まれていると感じている人の割合」の上昇 (現状 78.9%) ・「住まいに快適さを感じている人の割合」の上昇 (現状 47.6%)	(1) 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進 (2) 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実

第3章 環境分野別施策

1 気候変動対策

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・温室効果ガス排出削減割合 41% (現状 16.6%) ・再生可能エネルギーによる電力自給率 65% (現状 34.4%)	(1) 省エネルギー対策の推進 (2) 再生可能エネルギーの導入促進 (3) 適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進 (4) 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応

2 循環型地域社会の形成

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・一般廃棄物のリサイクル率 27% (現状 18.2%) ・産業廃棄物の再生利用率 61% (現状 60.6%)	(1) 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用(3R)の推進 (2) 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築 (3) 廃棄物の適正処理の推進

3 生物多様性の保全・自然との共生(生物多様性地域戦略)

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・イヌワシつがい数 29ペア (現状 27ペア) ・自然公園ビジターセンター等利用者数 470千人 (現状 420千人)	(1) 生物多様性の保全 (2) 自然とのふれあいの促進 (3) 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

4 環境リスクの管理

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・河川・湖沼・海域の環境基準達成率 99.1% (現状 98.2%) ・大気中のPM2.5等環境基準達成率 100% (現状 100%)	(1) 大気環境の保全 (2) 水環境の保全 (3) 土壌環境及び地盤環境の保全 (4) 騒音・振動・悪臭対策の推進

5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進(環境教育等行動計画)

《総合的指標》(2030年度までに達成すべき目標)	《施策の柱》
・環境学習交流センター利用者数 50,000人 (現状 49,789人) ・水生生物調査参加率 7%(参加者数3,100人) (現状 6.9%)	(1) 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進 (2) 環境に配慮した行動・協働の推進

第4章 計画の推進・進行管理

- 1 計画の推進:他の計画との連携、各主体に求められる役割と行動
- 2 進捗状況の点検:総合的指標・施策推進指標の設定・活用、個別施策の点検、総合的な進捗状況の点検
- 3 点検結果の活用:環境審議会への報告、年次報告書等による情報提供
- 4 社会経済情勢の変化等を踏まえた目標及び施策の弾力的な対応

各分野の施策の柱と主な施策の方向

	分野	施策の柱	主な施策の方向
横断的施策	1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	① 持続可能な生産と消費を可能にするグリーンな経済システムの構築	➤ 環境マネジメントの導入、環境関連技術の産業化、グリーン製品等の購入、省エネ・再エネ設備の低利融資、バイオマス資源の利用促進、省資源型ものづくりや環境配慮設計 など
		② 地域資源を活用した自然共生型産業の振興	➤ 環境と調和した農林水産業の推進、優れた自然を活用した体験型観光の促進、グリーンツーリズム等による交流人口の拡大、農山漁村ビジネスの取組の促進 など
		③ 都市と農山漁村の連携・交流と広域的なネットワークづくり	➤ 都市と農山漁村や河川の上流・下流域の連携と交流、三陸ジオパークを担う人材育成、地域の環境保全等に配慮した省エネ・再エネプロジェクトの事業化支援 など
		④ 豊かな環境づくりに資する科学技術の振興	➤ メタネーションの普及による地域の脱炭素化モデルの調査研究、スマート農林水産業やドローン物流の実用化の推進、「グリーンILC」の実現に向けた共同研究の推進 など
	2 自然と共生した持続可能な県土づくり	① 快適で魅力あるまちづくりの推進	➤ 水源のかん養等による健全な水循環の確保、農業水利施設・工業用水・水道・下水道等水インフラの維持、適正な土地利用によるコンパクトな都市形成の促進 など
		② 自然と調和した歴史的・文化的環境の保全と活用	➤ 市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けた情報提供、世界遺産の保存管理と活用、歴史的なまち並みの保全、伝統工芸等の環境と共生する生活文化の継承 など
		③ 気候変動リスクを踏まえた防災・減災	➤ 防災・減災対策を包括的に講ずる「流域治水」の推進、災害に備えた土地利用、生態系に配慮した防災・減災、災害時に対応できる動く蓄電池としての電動車の導入促進 など
環境分野別施策	3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	① 環境にやさしく健康で質の高い生活の推進	➤ エシカル消費など持続可能なライフスタイルの推進、岩手型住宅の普及、徒歩・自転車移動の促進や温泉の利活用による健康寿命の延伸、テレワークなど働き方改革の推進 など
		② 森・里・川・海とつながるライフスタイルの充実	➤ 自然体験活動等の推進、豊かな自然環境や環境負荷の少ない生活環境を生かした地方移住等の促進、新たな木材需要の創出や木材利用の意義等に関する理解醸成 など
	1 気候変動対策	① 省エネルギー対策の推進	➤ 省エネ住宅の普及、家庭用省エネ設備の導入促進、次世代自動車の普及、事業活動の低炭素化や物流の効率化、通勤・来客に係る交通転換の低炭素化の促進 など
		② 再生可能エネルギーの導入促進	➤ 自立・分散型エネルギー供給体制の構築、地域に配慮した再エネ導入を図る市町村の実行計画策定支援、洋上風力発電の実現に向けた取組の推進、水素の利活用推進 など
		③ 適切な森林整備等による森林吸収源対策の推進	➤ 間伐等の適切な実施による森林の多面的機能の発揮、伐採跡地への再造林や針広混交林など多様な森林整備の促進 など
		④ 地球温暖化に伴う気候変動の影響への適応	➤ 気候変動適応情報の収集・提供等を行う地域気候変動適応センターの設置、国の専門機関等と連携した気候変動影響に関する情報の収集・提供等の実施 など
	2 循環型地域社会の形成	① 廃棄物の発生抑制・再使用・再生利用の推進	➤ 3Rの推進、適正なりサイクル推進に向けた県民への情報提供、産業廃棄物の2Rの推進や廃棄物処理の最適化、新たな環境ビジネスの創出支援、海岸漂着物対策の推進 など
		② 災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の構築	➤ 地域の実情に応じた廃棄物処理体制の構築支援、災害廃棄物の迅速・円滑な処理体制の確保、公共関与による産業廃棄物最終処分場の整備 など
		③ 廃棄物の適正処理の推進	➤ 排出事業者等に対する監視・指導の徹底、優良認定制度の活用等による環境産業の健全化、PCB廃棄物の期限内の適正処理の推進、家畜排せつ物の監視・指導 など
	3 生物多様性の保全・自然との共生	① 生物多様性の保全	➤ 自然公園等の適切な区域等の見直し、荒廃農地の発生防止・再生利用の推進、野生動物の個体数管理・被害防除対策の総合的推進、外来生物による被害の防止 など
		② 自然とのふれあいの促進	➤ 自然公園施設の計画的な整備と適切な保護管理や情報発信の充実、都市公園や森林公園の整備の推進、エコツーリズムの推進、温泉資源の保護と安全安心な利用の推進 など
		③ 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	➤ 環境負荷を低減する生産技術の導入や環境保全型農業の推進、保安林の計画的な配備と適切な管理、藻場・干潟の保全活動の支援、住民と連携した漂流ごみ等の処理 など
	4 環境リスクの管理	① 大気環境の保全	➤ 大気測定局における常時監視や有害大気汚染物質・光化学オキシダント・微小粒子状物質の常時監視、フロン類の排出抑制及び適正処理の推進 など
		② 水環境の保全	➤ 公共用水域や地下水の水質監視、環境基準の類型見直しや未指定水域の類型指定による水質の維持、汚水処理施設の計画的な整備、浄化槽による水質の保全の確保 など
		③ 土壌環境及び地盤環境の保全	➤ 有害物質使用特定施設等への指導の徹底による土壌・地下水汚染の未然防止、水質監視等による早期発見、土壌汚染区域の区域指定による必要な措置の実施 など
		④ 騒音・振動・悪臭対策の推進	➤ 規制区域内の騒音等の低減に向けた市町村への技術的支援、自動車・高速道路・新幹線などの騒音低減に向けた取組、いわて花巻空港における騒音対策の実施 など
		⑤ 化学物質の環境リスク対策の推進	➤ 環境汚染物質排出・移動登録制度の適切な運用、化学物質とその環境リスクに関する理解増進、未規制物質や有害化学物質による環境汚染状況の実態調査や研究の推進 など
		⑥ 監視・測定体制の充実と公害苦情等への対応	➤ 大気常時監視測定局の適正配置や機器の計画的な更新、分析機関における検査・分析機器の整備、県民や事業者への情報提供、監視・測定にあたる人材の育成 など
		⑦ 放射性物質による影響の把握等	➤ 空間線量率のモニタリング、土壌や海水等環境中に含まれる放射性物質濃度の測定、除去土壌の処分、放射性物質汚染廃棄物等の処理に係る市町村への技術的支援 など
		⑧ 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用	➤ 大規模開発事業の環境保全配慮を促す環境影響評価制度の適切な運用、環境影響評価に係る環境情報や技術情報の県民等への提供、県土の適正な土地利用の促進 など
		⑨ 北上川清流化対策の推進	➤ 中和処理の確実な実施、中和処理の恒久的な継続に向けた各種工事の実施、清流化対策の歴史の県民への周知、旧松尾鉱山跡地へのNPO等による植樹活動の支援 など
	5 持続可能な社会づくりの担い手育成と協働活動の推進	① 持続可能な社会づくりに向けた環境学習等の推進	➤ 学校における環境学習の実施や環境学習のための副読本等の作成、発達段階に応じた体験的な環境学習の支援、環境問題の解決に取り組む人材の育成 など
		② 環境に配慮した行動・協働の推進	➤ 持続可能な開発のための教育（ESD）の推進、環境コミュニケーション等による環境に配慮した事業活動の促進、県の率先実行、県民参加による環境保全活動の推進 など

令和5年度岩手県環境基本計画の進捗状況について

【概要】

岩手県環境基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度）では、本県の環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設けています。

「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」においては、総合的指標として3分野に5指標を、「環境分野別施策」においては、総合的指標として5分野10指標の他、施策推進指標として28指標を設定しています。

① 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

◎ 指標の達成状況

総合的指標5指標は向上が4指標（80%）、横ばいが1指標（20%）でした。

各横断的施策の進捗状況は「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【横断的施策】

施策分野	総合的指標 達成度			進捗状況
	向上	横ばい	低下	
1 地域資源の活用による環境と経済の好循環	1	0	0	順調
2 自然と共生した持続可能な県土づくり	1	1	0	概ね順調
3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現	2	0	0	順調

前回、令和6年6月開催時に未確定であった実績値等を黄色網掛けとしています。

② 環境分野別施策

◎ 指標の達成状況

総合的指標 10 指標は、年度評価のできない 1 指標を除き、達成度 A が 3 指標（33%）、達成度 B が 5 指標（56%）、達成度 D が 1 指標（11%）でした。
 施策推進指標 28 指標は、達成度 A が 18 指標（64%）、達成度 B が 7 指標（25%）、達成度 D が 3 指標（11%）でした。
 各分野の進捗状況は、「順調」又は「概ね順調」と判断しました。

【環境分野別施策】

施策分野	総合的指標 達成度				施策推進指標 達成度				進捗状況
	A	B	C	D	A	B	C	D	
1 気候変動対策	0	1	0	0	4	3	0	1	順調
2 循環型地域社会の形成	0	1	0	1	4	2	0	1	概ね順調
3 生物多様性の保全・自然との共生	0	2	0	0	5	1	0	0	順調
4 環境リスクの管理	1	1	0	0	4	0	0	1	順調
5 持続可能な社会づくりの担い手の育成 と協働活動の推進	2	0	0	0	1	1	0	0	順調
計	3	5	0	1	18	7	0	3	

※ 達成度の計算方法

達成度	達成率	目標達成率目標達成率（%）計算式
A	100%以上	①現状値等から数値を上げる目標 $(R4\text{実績値}-\text{現状値等}) / (R4\text{目標値}-\text{現状値等}) \times 100$ ②現状値等を維持または累計目標 $(R4\text{実績値}) / (R4\text{目標値等}) \times 100$
B	80%以上 100%未満	
C	60%以上 80%未満	
D	60%未満	

※ 進捗状況判断方法

進捗状況	考え方
順調	全ての指標達成度が向上または A, B 以上であり、他の状況も踏まえ、順調に進んでいると判断されるもの。
概ね順調	半数以上の指標達成度が向上または A, B であり、他の状況も踏まえ、概ね順調に進んでいると判断されるもの。
やや遅れ	達成度が向上または A, B である指標が半数未満であり、他の状況も踏まえ、やや遅れていると判断されるもの。
遅れ	達成度が低下または D である指標が半数以上であり、他の状況も踏まえ、遅れていると判断されるもの。

※ 指標達成度は「総合的指標」を対象とする。

第1章 環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策

1 地域資源の活用による環境と経済の好循環

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 持続可能な経済に資する企業経営や投資活動が一般化し、脱炭素型の製品・サービスの需要と供給が拡大し、企業の競争力の向上と県内経済の成長が図られ、環境負荷の低減と経済の好循環が実現している。
- 地域の自然、エネルギー、産業、文化、風土などの豊かな資源を将来にわたって持続的に活用することにより、地域産業の付加価値向上による経済と地域の活性化が図られている。
- 地域資源を生かした持続可能な地域づくりを支える人材が豊富になり、地域内で資金が循環しているとともに、都市と農山漁村が地域資源を補完し合う広域的なネットワークが形成されている。
- 豊かな環境づくりに資する研究開発が進み、県内経済の成長に貢献している。

（１） 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 (2017)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R5 (2023)	現状値との 比較
炭素生産性(温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産)	千円/トン- CO ₂	353.5	向上を 目指す	361.6 (2021)	向上

（２） 点検結果

総合的指標1指標（炭素生産性（温室効果ガス排出量1トン当たりの県内総生産））が向上であることから、「地域資源の活用による環境と経済の好循環」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 自然と共生した持続可能な県土づくり

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 親水空間や緑地、汚水処理施設等の整備が進み、快適でうるおいのある生活環境が築かれている。
- 美しい景観や歴史的なまち並みが保全され、人々から大切にされるとともに、日々の暮らしの中で親しまれている。
- 歴史的・文化的環境の保全について、住民が主体となった保全の取組が展開されるとともに、誇るべき地域固有の資産として地域の活性化に生かされている。
- 自然環境が有する多様な機能を活用した持続可能で魅力ある県土づくりが進んでいる。
- 農林水産業や生態系、沿岸域など気候変動の影響を受けやすいあらゆる分野で、将来の気候リスクを考慮した取組が行われている。

（１） 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1（2019）	計画目標値 R12（2030）	実績値 R5（2023）	現状値との 比較
快適に暮らせる生活環境に関する満足度	%	23.5	向上を目指す	23.5	横ばい
災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度	%	24.4	向上を目指す	27.8	向上

（２） 点検結果

総合的指標 1 指標（災害に強く安心して暮らせる県土に関する満足度）が向上、1 指標（快適に暮らせる生活環境に関する満足度）が横ばいであり、個別施策の取組状況を踏まえ、「自然と共生した持続可能な県土づくり」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 日常生活の中に省エネルギーや省資源・3Rなどの環境行動が広く浸透し、環境負荷の少ない製品・サービスが消費者に選ばれている。
- 住まいや移動、職場環境など日々の暮らしにおける環境負荷の低減が図られると同時に、健康増進やワーク・ライフ・バランスが確保されている。
- 環境への配慮や自然とのふれあいを通じた健康で心豊かなライフスタイルやワークスタイルが実現し、それが魅力となって移住者や定住者が増加している。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	実績値 R5 (2023)	現状値との 比較
自然に恵まれていると感じている人の割合	%	78.9	向上を 目指す	80.7	向上
住まいに快適さを感じている人の割合	%	47.6	向上を 目指す	49.4	向上

(2) 点検結果

総合的指標2指標（自然に恵まれていると感じている人の割合、住まいに快適さを感じている人の割合）が向上であり、個別施策の取組状況を踏まえ、「環境にやさしく健康で心豊かな暮らしの実現」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

第2章 環境分野別施策

1 気候変動対策

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 省エネルギー性能に優れた設備や機器、再生可能エネルギーを導入した住宅が普及するとともに、健康にも配慮した快適で便利なくらしが実現している。
- 再生可能エネルギーの導入が進み、市町村等の地域のエネルギーシステムが構築され、災害にも強い、快適で安全・安心な地域社会が形成されている。再生可能エネルギーの需給関係を通じた地域のつながりや新たな産業の創出により、地域社会や経済が活性化し、持続的な脱炭素社会を実現している。
- 森林整備の必要性に対する理解や木材資源の利活用が進むとともに、本県の豊かな森林の適切な管理が行われ、森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能が持続的に発揮されている。

（１）総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 R12 (2030)	年度目標値 R5 (2023)	実績値 R5 (2023)	達成度
温室効果ガス排出削減割合（2013年度比）	%	16.6 (2017)	57	－	27.7	－
再生可能エネルギーによる電力自給率	%	34.4	65	47.0	45.7	B

（２）施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値 －	年度目標値 R5 (2023)	実績値 R5 (2023)	達成度
地球温暖化防止のための行動に努めている県民の割合	%	79.9	90.0 (2026)	90.0	80.0	B
いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	③228	344 (2026)	272	270	B
乗用車の登録台数に占める電動車の割合	%	③22.7	33.7 (2026)	27.1	26.9	B
再生可能エネルギー導入量（累計）	MW	1,444	2,198 (2026)	1,966	1,967	A
チップの利用量	BDt ^[注]	③229,064	231,070 (2026)	230,650	244,371	A

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			－	R5 (2023)		
間伐材利用率	%	42.0	44.8 (2026)	43.3	49.7	A
再造林面積	ha	830	1,200 (2026)	1,050	849	D
気候変動適応に関するセミナー等の受講者数（累計）	人	③117	480 (2026)	120	146	A

[注] B D t : 重量を表す単位であり、絶乾比重（含水率0％）に基づき算出された実重量を指す。

- ・ 「再造林面積」は、令和4年度の804haと比較し増加したものの、木材の需要減に伴う主伐面積の減少が続き、その後の再造林の面積も減少しました。

（３） 点検結果

総合的指標2指標のうち、年度評価が可能な1指標（再生可能エネルギーによる電力自給率）の達成度がBであり、施策推進指標は8指標中7指標の達成度がAまたはBであったことから、「気候変動対策」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

2 循環型地域社会の形成

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 廃棄物の発生が可能な限り抑制され、資源の循環利用（再使用・再生利用）が徹底した社会が確立されている。
- 災害に強く、循環利用が考慮された持続可能な廃棄物処理体制が構築されている。
- 廃棄物の適正処理が確保され、良好な生活環境が維持されている。

（１） 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			R12 (2030)	R5 (2023)		
一般廃棄物のリサイクル率	%	18.2	⑪27.0	④22.5	④16.8	D
産業廃棄物の再生利用率	%	60.6 ⁽²⁰¹⁸⁾	⑪61	④61	④56.5	B

- ・ 「一般廃棄物のリサイクル率」は、重量のある紙類が新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあるため、また、少子高齢化により集団回収活動を継続することが困難な状況となっている地域があるため、達成度はDとなりました。

（２） 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値 R1 (2019)	計画目標値	年度目標値	実績値 R5 (2023)	達成度
			－	R5 (2026)		
エコショップいわて認定店舗数	店舗	③ 301	301 (2026)	301	313	A
エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量	トン	1,542	2,200 (2025)	2,000	1,713	D
事業者等の3R推進の取組に対する支援実施件数（累計）	件	118	161 (2026)	143	149	A
産業廃棄物の自県内処理率	%	③⑩ 94.1	97.5 (2025)	④ 97.5	④ 95.3	B
一般廃棄物の焼却施設処理量	千トン	② 339	329 (2025)	④ 333	④ 329	A
産業廃棄物適正処理率	%	99.6	100 (2026)	100	99.8	B
電子マニフェスト普及率	%	62	72 (2026)	72	80.1	A

- ・ 「エコショップいわて認定店等による店頭資源回収量」は、重量のある紙類において、新聞や雑誌等のデジタル化に伴い回収量が年々減少傾向にあるため、達成度はDとなりました。

(3) 点検結果

総合的指標 1 指標（一般廃棄物のリサイクル率）の達成度がDであったものの、1 指標（産業廃棄物の再生利用率）の達成度がBであり、施策推進指標の達成度は半数以上がAであったことから、「循環型地域社会の形成」分野の進捗状況は「概ね順調」と判断しました。

3 生物多様性の保全・自然との共生

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 森や里、川、海の優れた自然環境が適切に保全されるとともに、生物の多様性や地域固有の生態系が確保され、人と野生動植物が共生している。
- 優れた景観や自然環境を有する自然公園、身近な自然とのふれあいの場である森林公園や都市公園等が適切に保護・管理され、野外レクリエーションの場、環境を学ぶ場として多くの県民に親しまれ、利用されている。
- 環境に配慮した農林水産業の展開や、環境と調和した農地等の利用により、森林、農地、海岸の環境保全機能が持続的に発揮されている。

(1) 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R5 (2023)	R5 (2023)	
イヌワシつがい数	ペア	27	29	29	24	B
自然公園ビジターセンター等利用者数	千人	420 (2010～19 平均)	470	470	446	B

(2) 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	－	R5 (2023)	R5 (2023)	
条例指定希少野生動植物の確認数	種	16	16 (2026)	16	14	B
ニホンジカの最小捕獲数	頭	③26, 839	25, 000 (2026)	25, 000	29, 138	A
国立公園・国定公園再整備箇所数（累計）	箇所	3	7 (2026)	5	5	A
ジオパーク学習会等の参加者数（オンラインを含む）（累計）	人	② 1, 648	6, 800 (2026)	1, 700	2, 526	A
主要ジオサイトの観光入込客数	千人	1, 203	1, 220 (2026)	980	1, 284	A
農山漁村の環境保全活動への参加人数	人	125, 206	126, 700 (2026)	125, 800	125, 921	A

(3) 点検結果

総合的指標2指標（イヌワシつがい数、自然公園ビジターセンター等利用者数）の達成度がBであり、施策推進指標は達成度が6指標全てAまたはBであったことなどから、「生物多様性の保全・自然との共生」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

4 環境リスクの管理

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 環境基準を満たすとともに、安全で安心できるきれいな大気や静かな環境の中で、豊富な水の恩恵を受けながら、県民生活が営まれている。
- 化学物質による環境汚染が防止されているとともに、化学物質に関する県民の理解が深まり、安全・安心な県民生活が営まれている。
- 有害な化学物質等について、適切な監視、測定や指導等により、適正な管理や使用が行われ、水や大気等の安全性が守られている。
- 環境影響評価制度等に基づく基準が遵守され、大規模な開発事業等における環境への影響の回避や低減が図られている。

（１） 総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R5 (2023)	R5 (2023)	
河川・湖沼・海域のBOD等 ^{〔注1〕} 環境基準達成率	%	98.2	99.1	99.1	98.3	B
大気中のPM2.5等環境基準達成率 ^{〔注2〕}	%	100	100	100	100	A

〔注1〕 BOD等：BOD（生物化学的酸素要求量）及びCOD（化学的酸素要求量）、〔注2〕 PM2.5等：二酸化窒素、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）

（２） 施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	－	R5 (2023)	R5 (2023)	
光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0 (2026)	0	0	A
有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100.0	100 (2026)	100	100	A
污水处理人口普及率	%	82.6	91.1 (2025)	87.9	85.4	D
排水基準適用の事業場における排水基準適合率	%	100	100 (2026)	100	100	A
新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100 (2026)	100	100	A

- ・ 「污水处理人口普及率」は、計画に対し下水道普及人口の減少割合が大きく、また、各世帯の経済的な理由や家屋の老朽化等の状況により浄化槽を設置できない場合があるほか、現状の居住環境に不満を感じていないなどの理由から浄化槽の設置を希望する世帯が減少しているため、達成度はDとなりました。

（３） 点検結果

総合的指標 1 指標（大気中のPM2.5等環境基準達成率）の達成度がA、1 指標（河川・湖沼・海域のBOD等環境基準達成率）の達成度がBであり、施策推進指標も 1 指標を除き達成度はAであったことから、「環境リスクの管理」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

5 持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進

【目指す姿（本施策分野が目指す将来像）】

- 県民が環境問題について理解を深め、自らの問題として捉え、自発的に活動することにより、持続可能な社会づくりに取り組んでいる。
- 県民、NPO、企業、行政等の協働により、環境に配慮した行動が日常生活や事業活動の場で実践されている。

（１）総合的指標の達成状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	R12 (2030)	R5 (2023)	R5 (2023)	
環境学習交流センター利用者数	人	49,789	50,000	45,000	45,032	A
水生生物調査参加率 ^(注1) (参考：参加者数)	% (人)	6.9 ^{注2} (4,272) ^{注2}	7 (3,100)	7 (3,700)	7.0 (3,704)	A

(注1) 参加者数／児童数

(注2) 2013～19 平均

（２）施策推進指標の状況

指標名	単位	現状値	計画目標値	年度目標値	実績値	達成度
		R1 (2019)	-	R5 (2023)	R5 (2023)	
水と緑を守り育てる環境保全活動数（累計）	件	965	3,300 (2026)	825	1,095	A
身近な水辺空間の環境保全等に継続的に取り組む団体数	団体	61	67 (2026)	67	59	B

（３）点検結果

総合的指標２指標（環境学習交流センター利用者数、水生生物調査参加率）の達成度がAであり、施策推進指標は達成度が２指標いずれもAまたはBであったことから、「持続可能な社会づくりの担い手の育成と協働活動の推進」分野の進捗状況は「順調」と判断しました。

○ その他

本計画の指標や施策の達成状況、国の動向等を踏まえ、計画期間の中間年に当たる 2025（令和 7）年度に計画を見直しする予定としています。

岩手県環境基本計画の施策推進指標の置換えについて（報告）

【要旨】 コロナ5類移行による社会経済活動の活性化等を踏まえた、いわて県民計画（2019～2028）第2期アクションプラン「政策推進プラン（2023年度～2026年度）」における具体的推進方策指標の変更（令和6年12月）を受け、分野別計画である「岩手県環境基本計画」において、同プランの具体的推進方策指標を活用している施策推進指標の目標値等の置き換えを行いますので報告します。

○ 目標値の修正を行う指標

以下の4つの施策推進指標について、目標値の置き換え（上方修正）を行う。

分 野		指標名	目標値	
			見直し前	見直し後
第2章 環境分野別 施策	2 循環型地域社会 の形成	エコ協力店いわて認定店舗数	301 店舗 (2026 年度)	323 店舗 (2026 年度)
		一般廃棄物の焼却施設処理量	329 千トン (2026 年度)	323 千トン (2026 年度)
		電子マニフェスト普及率	72% (2026 年度)	85% (2026 年度)
	3 生物多様性の保 全・自然との共生	主要ジオサイトの観光入込客数	1,220 千人 (2026 年度)	1,360 千人 (2026 年度)

参考：岩手県環境基本計画（令和3年3月策定・抜粋）

第4章 計画の推進・進行管理

2 計画の進捗管理の点検

（1）指標の設定・活用

本計画の着実な実行を確保するため、計画の進捗状況を定型的に点検する。その際、計画の進捗状況についての全体的な傾向を把握するため、各施策分野の目指す姿を見据えた施策の全体的な達成状況とその結果としての環境の状況を示す指標として各施策分野に設定した総合的指標を活用する。施策等の性質によって指標の定量化が困難である場合は、定性的な評価を行う。

また、その他の指標として、環境分野別施策について、施策の実施状況を示す施策推進指標を設定し、目標値については、原則として、当該指標を設定している既存の計画における目標値（目標年次を含む。）とし、当該計画との整合を図る。

なお、当該計画の見直しに伴い目標値が見直された場合は、その時点で、本計画の目標値を当該目標値に置き換えることとする。